



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

地縁による団体についての告示事項の変更  
 (幸陽町自治会)  
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 1530

## 公 告

大規模小売店舗立地法による届出の訂正  
 ((仮称)万代神戸北須磨店)  
 [産業振興局商業課] 1530

一般競争入札による特定調達契約の締結  
 (後期高齢者医療システム端末機器等の借上げ)  
 [行財政局財政部経理課] 1531

制限付一般競争入札による契約の締結(櫛谷川改修工事(菅野工区)その7)  
 [行財政局財政部経理課] 1534

神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等  
 [産業振興局農政計画課] 1535

都市再開発用地の譲受人及び借受人の公募  
 (ポートアイランド第2期)  
 [みなと総局経営企画部企業誘致課] 1537

業務施設用地の譲受人及び借受人の公募  
 (ポートアイランド第2期)  
 [みなと総局経営企画部企業誘致課] 1539

開発行為に関する工事の完了(西区玉津町今津字岡ノ下)  
 [建設局総務部宅地開発指導課] 1541

開発行為に関する工事の完了(西区玉津町高津橋字奥池西原)  
 [建設局総務部宅地開発指導課] 1541

一般競争入札による契約の締結(東部スラッジセンター汚泥焼却設備工事)  
 [建設局下水道河川部経営管理課] 1542

## 水 道

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定(昭和47年11月水道告示第6号)の一部改正  
 [水道局総務部庶務課] 1549

神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止  
 [水道局総務部庶務課] 1549

制限付一般競争入札による契約の締結(中部(湊川町他)配水管取替工事)  
 [水道局総務部庶務課] 1549

## 区 役 所

臨時運行許可番号標の失効  
 [中央区まちづくり推進部市民課] 1551

臨時運行許可番号標の失効  
 [西区まちづくり推進部市民課] 1551

## 交 通

一般競争入札による特定調達契約の落札者の決定(軽油の購入(その1))  
 [交通局総務課] 1552

一般競争入札による特定調達契約の落札者の決定(軽油の購入(その2))  
 [交通局総務課] 1552

## 監 査

包括外部監査人の補助者  
 [監査事務局第1課] 1553

**告 示****神戸市告示第206号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 7月18日

神戸市長 矢 田 立 郎

**1 届け出た地縁による団体**

- (1) 名称  
幸陽町自治会
- (2) 事務所  
神戸市北区幸陽町 2 丁目11番地の 6
- (3) 代表者の氏名  
川田 豊
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区幸陽町 3 丁目 2 番地の10

**2 変更があった事項及びその内容**

- (1) 代表者の氏名  
「鵜川 晋」を「川田 豊」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区幸陽町 2 丁目 6 番地の 2 」を「神戸市北区幸陽町 3 丁目 2 番地の10」に改める。

**3 変更の年月日**

平成19年 4月 2日

**公 告****神戸市公告第237号**

次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出の訂正願が提出されましたので、次のとおり公告します。

平成19年 7月17日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）万代神戸北須磨店  
神戸市須磨区多井畑字渋人谷上 1 番 1 他

**2 訂正があった事項及びその内容**

大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻

- (訂正前) 開店時刻：午前7時 閉店時刻：午前0時  
(訂正後) 開店時刻：午前7時 閉店時刻：午後9時50分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(訂正前) 午前6時30分から午前0時30分まで  
(訂正後) 午前6時30分から午後10時まで

## 神戸市公告第238号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月18日

神戸市長 矢田 立郎

### 1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び調達の種類  
後期高齢者医療システム端末機器等の借上げ
- (2) 数量  
一式
- (3) 貸借場所  
各区役所他
- (4) 貸借期間  
平成19年12月1日から平成24年12月31日まで  
(引渡期限 平成19年11月30日)
- (5) 物品の特質等  
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

第3号及び第4号の入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、第3号の入札参加資格については、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

- (1) 平成18年度及び平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 直近の事業年度における売上高が、4億円以上であること。

### 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階  
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付，審査の通知の方法等については，入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間，交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成19年7月31日(火)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成19年8月1日(水)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

8 入札書の提出期限，提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成19年9月26日(水)午前10時まで（郵便による入札については，同月25日(火)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

(3) 提出方法

持参し，又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成19年9月26日(水)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

### 12 落札者の決定の方法

- (1) この契約は、1月あたりの単価契約とします。
- (2) 落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

### 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 14 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

## 15 Summary

- (1) Contract Content : Leasing client PC's of medical insurance system for the elderly over 75 years old.
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. August 1 ,2007 .
- (3) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. September 26 ,2007 .
- (4) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6 5 1 ,Kano cho, Chuo ku, Kobe 650 8570 ,Japan.  
TEL 078 322 5159

## 神戸市公告第239号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年 7月18日

神戸市長 矢田 立郎

## 1 入札に付する事項

工事名	櫛谷川改修工事（菅野工区）その7
工事場所	神戸市西区櫛谷町菅野
完成期限	平成20年 3月31日
工事概要	工事延長 L = 438m 土工 一式 護岸工 L = 409m , A = 5 530㎡ 落差工 L = 29m , H = 0 .65m , 1箇所
前払金	請負金額の 4 割以内（中間前払金は 2 割以内）の額を支払う。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単社又は経常建設共同企業体
----	---------------

単独企業の場合	
建設業の許可	土木工事業に係る特定建設業の許可
等級	土木 A
その他	神戸市内に本店を有すること。

経常建設共同企業体の場合	
等級	土木 A
共同企業体の構成員（代表者を含む。）に関する条件	
建設業の許可	上記単独企業の場合の「建設業の許可」と同様土木工事業に係る特定建設業の許可

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650 8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階  
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5146・7）  
（以下「経理課」という。）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当

該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年 7月19日(木)～ 7月25日(水) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	経理課

#### 6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 平成19年 8月8日(水)午前9時～午後8時 第2日目 平成19年 8月9日(木)午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

#### 7 開札の日時及び方法

日時	平成19年 8月10日(金)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

#### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

#### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

### 神戸市公告第240号

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、平成19年 7月18日の翌日から起算して30日間（平成19年 8月17日まで）神戸市産業振興局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計

画案に対して異議があるときは、平成19年 8月17日の翌日から起算して15日以内（平成19年 9月 3日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

平成19年 7月18日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

## 1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市産業振興局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送，持参による提出とし，電話による意見は受け付けません。なお，郵送による提出期限は，縦覧完了日の平成19年 8月17日の消印のあるものまでとします。

郵送及び持参先：郵便番号650 8570

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市産業振興局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は，農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には，個人の場合にあつては，住所，氏名，職業を，法人の場合にあつては，法人名，代表者名，事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は，その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず，神戸農業振興地域整備計画の公告時に，意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については，必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお，その際には，神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

## 2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市産業振興局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送，持参による提出とし，縦覧完了日の翌日（平成19年 8月18日）から平成19年 9月 3日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号650 8570

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市産業振興局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は，次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき，総代を互選したとき，又は代理人によって異議申出をするときは，異議申出書には，次の事項のほか，その代表若しくは管理人，総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が，農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権，その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

・異議申出の年月日

\_\_\_\_\_

## 神戸市公告第246号

ポートアイランド第2期都市再開発用地の譲受人及び借受人にかかる平成19年度の第4回公募を次のとおり行います。

平成19年 7月19日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

### 1 分譲又は賃貸用地

神戸市中央区港島南町

	所在	用途地域	地目	面積
①	3丁目2番1の一部	準工業地域	雑種地	約550㎡
②	4丁目2番8	準工業地域	雑種地	6356.08㎡
③	4丁目2番9	準工業地域	雑種地	17101.37㎡

当該用地の建ぺい率は60%、容積率は200%です。

### 2 分譲又は賃貸面積

1,000平方メートルから(ただし、区画の分割を伴う場合は、別途事前の相談に応じます。)

### 3 公募期間

平成19年 7月31日(火)から 8月 6日(火)まで

### 4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、追って申込者に通知します。

### 5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け又は借受けの申込みがなかった区画(ただし、区画を分割した後の残区画も含む。)については、期間終了後、先着順により申し込みを受け付けます。平成19年 8月31日までに契約締結する申し込みが対象となります。譲受人又は借受人は別途書類選考のうえ決定します。

### 6 分譲に関すること

#### (1) 一括払いによる場合

##### ① 分譲価格

1平方メートル当たり149,800円

##### ② 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目の該当数に応じて最大108,000円まで分譲価格を割り引きます。

##### ③ 分譲代金の納入方法

一括払い(譲渡契約締結の日迄に土地譲渡代金の10%、土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払いください。)

#### (2) 分割払いによる場合

##### ① 分譲価格

1平方メートル当たり214,000円

##### ② 分譲代金の納入方法

分割払い(契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払い。ただし、2年次の支払いより延納利息(年利率：平成19年 4月 1日現在の基準貸付利率=0.75%)が発生します。)

## 7 賃貸に関すること

### (1) 事業用借地（借地借家法第24条）による場合

- ① 期間 10～20年
- ② 権利金 なし
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額450円
- ④ 保証金 賃貸料（月額）の12～18か月分に相当する額

### (2) 普通借地による場合

- ① 期間 30年
- ② 権利金 分譲価格（1平方メートル当たり214,000円に面積を乗じた額）の25%に相当する額
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額270円
- ④ 保証金 賃貸料（月額）の6か月分に相当する額

### (3) 賃貸料の減額

上記(1) - ③及び(2) - ③に定める賃貸料については、「神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）」により、各年次の賃貸料に対して次のとおり減額の適用を受けることができます。

減額率 1年目 4/5, 2年目 3/5, 3年目 2/5, 4年目 1/5

### (4) 賃貸料等の納入方法

別途配布する公募のしおりに定めるところによる

## 8 申込み条件等

### (1) 対象業種

ポートアイランド第2期の都市再開発用地の用途に適合する業種  
（製造工場等）

### (2) 申込者の資格

自ら製造工場等を経営しようとする者。別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

### (3) その他の条件

- ① 当該区画を一体的に利用することを前提に、分譲と賃貸を併用することも可能です。ただし、それぞれの場合における土地利用面積は、1,000㎡以上とし、また、当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。
- ② 当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。
- ③ 区画の分割及び周辺の整備等により、土地引き渡しに時間を要する場合があります。
- ④ 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は、当該区画を将来譲渡する時点の更地としての価格によるものとします。

## 9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

### (1) 配布期間

平成19年7月24日(火)から随時

### (2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所本庁舎1号館23階  
神戸エンタープライズプロモーションビューロー内  
神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

## 10 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所本庁舎1号館23階  
 神戸エンタープライズプロモーションビューロー内  
 神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課  
 電話(078)322-6529(直通)

## 11 その他

次回公募区画及び実施時期等は未定です。

**神戸市公告第247号**

ポートアイランド第2期業務施設用地の譲受人及び借受人にかかる平成19年度の第3回公募を次のとおり行います。

平成19年7月19日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

## 1 分譲又は賃貸用地

神戸市中央区港島南町

	所在	地目	面積
①	6丁目1番1の一部と5番	雑種地	11,080.71㎡
②	6丁目1番1の一部と6番	雑種地	13,700.36㎡

当該用地の用途地域は商業地域、建ぺい率は80%、容積率は400%です。

## 2 分譲又は賃貸面積

1,000平方メートルから(ただし、区画の分割を伴う場合は、別途事前の相談に応じます。)

## 3 公募期間

平成19年7月31日(火)から8月6日(火)まで

## 4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、追って申込者に通知します。

## 5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け又は借受けの申込みがなかった区画(ただし、区画を分割した後の残区画も含む。)については、期間終了後、先着順により申し込みを受け付けます。平成19年8月31日までに契約締結する申し込みが対象となります。譲受人又は借受人は別途書類選考のうえ決定します。

## 6 分譲に関すること

## (1) 一括払いによる場合

## ① 分譲価格

1平方メートル当たり245,000円

## ② 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目の該当数に応じて最大175,000円まで分譲価格を割り引きます。

## ③ 分譲代金の納入方法

一括払い(譲渡契約締結の日迄に土地譲渡代金の10%、土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払いください。)

## (2) 分割払いによる場合

- ① 分譲価格  
1平方メートル当たり350,000円
- ② 分譲代金の納入方法  
分割払い(契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払い。ただし、2年次の支払いより延納利息(年利率:平成19年4月1日現在の基準貸付利率=0.75%)が発生します。)

## 7 賃貸に関すること

### (1) 事業用借地(借地借家法第24条)による場合

- ① 期間 10~20年
- ② 権利金 なし
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額620円
- ④ 保証金 賃貸料(月額)の12~18か月分に相当する額

### (2) 普通借地による場合

- ① 期間 30年
- ② 権利金 分譲価格(1平方メートル当たり350,000円に面積を乗じた額)の25%に相当する額
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額440円
- ④ 保証金 賃貸料(月額)の6か月分に相当する額

### (3) 賃貸料の減額

上記(1)-(3)及び(2)-(3)に定める賃貸料については、「神戸市公有財産規則の特例に関する規則(平成13年7月規則第28号)」により、各年次の賃貸料に対して次のとおり減額の適用を受けることができます。

減額率 1年目 4/5, 2年目 3/5, 3年目 2/5, 4年目 1/5

### (4) 賃貸料等の納入方法

別途配布する公募のしおりに定めるところによる

## 8 申込み条件等

### (1) 対象業種

ポートアイランド第2期の業務施設用地の用途に適合する事業(事業所等)

### (2) 申込者の資格

自ら事業所等を経営しようとするもの。別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

### (3) その他の条件

- ① 当該区画を一体的に利用することを前提に、分譲と賃貸を併用することも可能です。ただし、それぞれの場合における土地利用面積は、1,000㎡以上とし、また、当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。
- ② 当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。
- ③ 区画の分割及び周辺の整備等により、土地引き渡しに時間を要する場合があります。
- ④ 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は、当該区画を将来譲渡する時点の更地としての価格によるものとします。

## 9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

### (1) 配布期間

平成19年7月24日(火)から随時

### (2) 配布場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市役所本庁舎 1 号館23階  
神戸エンタープライズプロモーションビューロー内  
神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

- 10 申込みの受付場所及び問い合わせ先  
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市役所本庁舎 1 号館23階  
神戸エンタープライズプロモーションビューロー内  
神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課  
電話 (078) 322 - 6529 (直通)
- 11 その他  
次回公募区画及び実施時期等は未定です。

### 神戸市公告第249号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 7月31日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区玉津町今津字岡ノ下651番，655番，656番 8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市西区玉津町高津橋636番地の1  
株式会社青幸  
代表取締役 松本 和幸
- 3 許可番号  
平成19年 3月15日 第5725号

### 神戸市公告第250号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 7月31日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区玉津町高津橋字奥池西原777 4の一部，777 7～11，字上大谷999 19，1001 2～6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
姫路市南駅前町96番地の1  
有限会社 ランドクリエイト  
代表取締役 河瀬 淳子
- 3 許可番号  
平成18年11月 6日 第5676号

**神戸市公告第251号**

一般競争入札（紙入札施行）により契約を締結するので、次のとおり公告します。

なお、当該契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約です。

平成19年 7月31日

神戸市長 矢田 立郎

**1 入札に付する事項**

工事名	東部スラッジセンター汚泥焼却設備工事
工事場所	神戸市東灘区向洋町東2丁目1番地の1
設計・施工期間	契約締結の日の翌日から平成25年3月29日までとする。 また、1系列目は平成22年9月1日から、2系列目は平成24年7月1日からそれぞれ供用を開始するものとする。
工事概要	本工事は、東部スラッジセンターに設置されている汚泥焼却施設（処理能力200t WB /（日・系列））3系列を撤去し、新たに汚泥焼却施設（処理能力200t WB /（日・系列））2系列を設置するものである。 処理方式は、間接加熱式乾燥機付流動床炉とする。
前払金	前払金は、初年度に当該年度の出来高予定額の4割以内で支払う。 翌年度以降は、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
発注・入札方式	(1) 本工事は入札時に実施設計、施工、運転・維持管理等に係る技術提案を受け付け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する「総合評価一般競争入札」）を採用する。 (2) 本工事は、技術提案に基づいた実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用する。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

形態	単独企業
建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による機械器具設置工事業、水道施設工事業、電気工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
経営事項審査の結果の点数	建設業法の規定による機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1000点以上であること。ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7か月を経過していないものに限る。
施工実績	75t WB /（日・系列）以上の流動床式焼却設備を設置する工事を、元請として平成4年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員（代表者を含む。）として施工したものは実績に含めない。
神戸市の入札参加資格	入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び入札の日において有効な「神戸市工事請負入札参加資格」を有すること。
その他	(1) 主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配属できること。 (2) 設計業務等の履行にあたり、管理技術者を本工事に専任で配置できること。 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））又は上下水道部門技術士（下水道）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。

- (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (5) 当該工事における技術提案が適正であること。

### 3 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 入札に関する事務（入札参加資格に関するものを除く。）を担当する部局

郵便番号 650 8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎2号館3階  
神戸市建設局総務部業務課（電話番号 078 322 5376）

- (2) 入札参加資格及び契約に関する事務を担当する部局

郵便番号 650 8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎2号館4階  
神戸市建設局下水道河川部経営管理課（電話番号 078 322 5441）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書（紙入札用）等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

### 5 入札説明書（紙入札用）等の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間	平成19年7月31日(火)から同年8月31日(金)までとする（土曜日及び日曜日を除く。） 毎日午前9時から午後4時までとする（正午から午後1時までを除く。）
交付場所	前記3(2)に同じ。
交付方法	無料交付

なお、入札説明書等（紙入札用）等の内容は、神戸市建設局内の本工事ホームページ（以下「神戸市建設局のホームページ」という。）において公表します。

ホームページ <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/30/031/tobusc/index.html>

### 6 入札に参加する者に必要な資格（技術提案に関する要件を除く。）の審査の申請書の提出期間、提出場所等

提出期間	平成19年8月1日(水)から同月31日(金)までとする（土曜日及び日曜日を除く。）
提出場所	前記3(2)に同じ。
提出方法	入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を提出場所へ持参すること。 受付は毎日午前9時から午後4時までとする（正午から午後1時までを除く。）
資格の確認	入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の通知を平成19年9月7日(金)までに、書面により通知する。

### 7 技術提案書の提出期間、提出場所等

前記6に示す入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果通知を受領した入札参加者は、下記により技術提案書を提出してください。

提出期間	平成19年10月5日(金)から同月12日(金)までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
提出場所	前記3(2)に同じ。
提出方法	技術提案書を提出場所へ持参すること。 受付は毎日午前9時から午後4時までとする(正午から午後1時までを除く。)
入札参加資格の確認	入札参加資格(技術提案に関する要件)確認結果の通知を平成19年12月25日(火)までに、書面により通知する。

## 8 契約条項及び入札に必要な書類を示す場所

前記3(2)と同じ。

なお、契約条項及び入札に必要な書類(以下「入札説明書等」という。)の内容は、神戸市建設局のホームページで公表します。

## 9 入札の日時及び場所等

## (1) 持参の場合

方法	所定の入札用封筒に入札書を入れ、封緘のうえ、持参すること。
日時	平成20年1月16日(水) 午前10時
場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎2号館3階301会議室

## (2) 郵送の場合

方法	入札書を所定の入札用封筒に入れ封緘し、さらに別の封筒(様式は自由)に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。
期限	持参の場合の日の前日の午後5時まで、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局行政部庶務課(文書係)に到着していること。
あて先	郵便番号 650 8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(神戸市役所本庁舎2号館3階) 神戸市建設局総務部業務課

## 10 開札の日時及び場所

日時	平成20年1月16日(水) 午前10時10分から
場所	持参による入札場所と同じ。

## 11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第7条第2号の規定により免除します。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 13 落札者の決定の方法

## (1) 総合評価の方法

## ア 基礎点

入札参加資格の確認がされた者から提出された技術提案書が、要求水準書に示す最低限の要求要件をすべて満足する場合には、基礎点100点を与えます。

## イ 加算点

技術提案書の内容に応じ、別表(表2)に示す評価項目(指標)及び配点に基づき加算点を与えます。評価の方法は、次の2種類があります。

(ア) 定性評価 下記表1に示す3段階評価で加算点を付与します。

(イ) 定量評価 入札参加資格の確認がされた者それぞれの提案数値をもとに、別表(表2)に示す評価方法によって加算点を付与します。なお、0点を最低とします。

表1 定性評価の基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
優	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
良	当該評価項目において優れている	配点×0.50
可	当該評価項目において優れているとは認められない	配点×0.00

備考) 1 具体性がないもの、効果が認められないもの(要求水準と比べ付加的な価値が認められない、あるいは乏しいもの)については可の評価とし、加点しません。

2 数値は、小数点以下第3位を四捨五入し、算定します。

## ウ 総合評価

総合評価は、下式で得る評価値をもって行います。評価値は、基準点と加算点の合計を現在価値化した入札価格及び運転・維持管理費で除して得ます。

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格(設計・建設費)} + \text{運転・維持管理費}} \times 10^8$$

上記の評価値算出式において、運転・維持管理費とは、平成22年度から平成43年度までの期間において、対象施設の運転・維持管理業務に要する費用をいいます。

数値は、小数点以下第5位を四捨五入し、算定します。

## (2) 落札者の決定

ア 下記(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、前記(1)による評価値の最も高い者を落札者とし、ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、当該要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

(ア) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札価格が規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案内容が要求水準書の全ての要求内容を満たしていること。

イ 前記アにおいて、評価値の最も高い者が2以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決めます。なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定します。

## 14 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 15 運転・維持管理業務に関する事項

本工事の対象施設の運転・維持管理について技術的競争性がない等の市の判断及び神戸市議会の議決（債務負担行為の承認を含む。）に基づいてなされる市の意思表示（以下「市の意思表示」という。）を停止条件として、本工事の対象施設の完成・引渡後の運転・維持管理等について、入札説明書等において示す内容の運転・維持管理契約を市と締結、または適切な第三者をして締結せしめることを本設計・施工契約に含めます。適切な第三者については、入札説明書等において示します。

## 16 その他

## (1) 神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定されていない者の参加

入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び入札の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定されていない者も当該入札参加資格の審査に必要な書類を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに当該神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

## (2) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、下記アからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

## ア 資本関係

下記(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

下記(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 17 Summary

Subject matter of the contract

The design and construction of civil works, mechanical & electrical equipment and ancillary works for two units of sludge incinerators (No .1Furnace and No 2Furnace) which should have daily average capacity of 200t WB each and be Fluidized bed furnace with indirect heating dryer type at Tobu Sludge Center.

The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation	4:00 P.M. August 31 ,2007
The date and time for the submission of tenders	10:00A.M. January 16 ,2008
A contact point where tender documents are available	Public Construction Projects Bureau, Kobe City Hall 6 5 1 ,Kano cho, Chuo ku, Kobe 650 8570 Japan. TEL 078 322 5441

表2 加算点の評価項目(指標)及び配点

評価項目	審査の視点	小項目	種別	内容	配点
性能・機能等の向上	機器の性能, 機能の向上	1) 処理能力の向上	定量	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準書では、+10%の汚泥量の増加に対しても、安定した運転が可能となるように規定しているが、それ以上の汚泥量の増加に対しても安定した運転が可能となる具体的な記述があり工夫がある。</li> <li>(例) 乾燥設備の公称能力に対して最大許容能力で運転することで、1系列の処理能力200t-WB/日の〇〇%増加した運転が可能である。</li> </ul> 加算点=配点×(提案値-基準値)/(提案中の最高値-基準値) 基準値:10%	4
		1) 振動監視設備の活用等	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動監視による設備診断機器を活用し、機器保全体系の組立、実施について具体的な記述があり工夫がある。</li> <li>採用する機器の仕様で、具体的な耐久性向上の工夫がある。</li> </ul>	2
	安全性, 信頼性, 耐久性, 機能性, 操作性, 維持管理性の向上	2) 電気設備	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>受変電設備について、故障・点検時等への対応に関し、信頼性・操作性・維持管理性の向上及び危険分散のための具体的な記述があり検討・工夫がなされている。</li> <li>特殊電源設備について、故障・点検時等への対応に関し、信頼性・冗長性の向上及び危険分散のための具体的な記述があり検討・工夫がなされている。</li> <li>動力制御設備について、現場/電気室/中央 各操作場所での機能分担に関し、信頼性・操作性・維持管理性の向上及び危険分散のための具体的な記述があり検討・工夫がなされている</li> <li>中央監視設備のマンマシン機能、制御機能、データ伝送機能の各方面について、機能分担、危険分散、故障時の対応に関し、具体的な記述があり検討・工夫がなされている。</li> </ul>	3
		3) 安定的な運転	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転、点検や修繕の体制に具体的な記述があり工夫がなされている。</li> </ul>	2
		4) トラブル, 停電時の対策	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電を想定した安全な設備停止機能について具体的な記述がある。</li> <li>会社のバックアップ体制等、緊急対応方法について具体的な記述がある。</li> </ul>	2
社会的要請への対応	周辺環境又は地球環境への特別な配慮	1) 施工時の騒音・振動対策	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体, 更新工事における施工時の騒音・振動対策について具体的な記述がある。</li> </ul>	2
		2) 施工時の臭気対策	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体, 更新工事における施工時の臭気対策について具体的な記述がある。</li> </ul>	2
		3) CO <sub>2</sub> 排出量の削減	定量	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>排出量について、既設運転実績を基準値として、下記より評価する。</li> </ul> 加算点=配点×(基準値-提案値)/(基準値-提案中の最小値) 基準値:7,120 t-CO <sub>2</sub>	2
		4) 焼却灰の有効利用	定量	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却灰の処分において現在市が行っている埋立処分以外に、安価で処分できる方法及び年数について具体的な記述がある。</li> </ul> 加算点=配点×(基準値-提案値)/(基準値-提案中の最小値) 基準値:2系列目の供用開始後、20年間に係る市の処分経費 =処分単価6,720円/t×加湿率1.3×発生量3,500t/年×20年間=6億1100万円 提案値:2系列目の供用開始後、提案年数に係る応募者の処分経費 =3,500t/年の灰処分を行うための年間処分経費の合計×提案年数	3
工事全般の施工計画	既設施設への配慮	1) 共通設備(機械)の作業計画	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理水共通ヘッダー管の更新について具体的な記述がある。</li> <li>蒸気の復水設備の更新について具体的な記述がある。</li> </ul>	2
		2) 共通設備(電気)の作業計画	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>受配電室における受変電設備の更新に関し、既存施設の運転を確保した切換手順など施工方法の具体的な記述があり、検討・配慮がなされている。</li> <li>自家発電設備の更新に関し、停電時の対応を考慮した切換手順など施工方法の具体的な記述があり、検討・配慮がなされている。</li> <li>排ガス処理電気室, 乾燥焼却電気室, 用水処理電気室等各電気室における電気設備の更新に関し、既存施設の運転を確保した切換手順など施工方法の具体的な記述があり、検討・配慮がなされている。</li> <li>東灘処理場及び水リサイクルセンターとの信号伝送装置の更新に関し、既存施設の運転を確保した切換手順など施工方法の具体的な記述があり、検討・配慮がなされている。</li> <li>中央監視室における監視制御設備の更新に関し、既存施設の運転を確保した切換手順など施工方法の具体的な記述があり、検討・配慮がなされている。</li> </ul>	2
		3) 作業空間の確保	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設機器の点検通路の確保について具体的な記述がある。</li> <li>ケーキ, 薬品, 灰等の搬出入車両について動線の確保に関する具体的な記述がある。</li> </ul>	2
		4) その他特筆すべき工夫	定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記評価指標以外の“工事全般の施工計画”に関する特筆すべき工夫があれば定性評価する。</li> </ul>	2
合計					30

**水 道 局****神戸市水道告示第8号**

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和47年11月神戸市水道告示第6号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年 7月31日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

収納取扱金融機関の項中「日本郵政公社」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

**神戸市水道告示第9号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月神戸市水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

平成19年 7月31日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

事 業 者			事 業 所		廃止年月日
氏名又は名称	所 在 地	代 表 者	名 称	所 在 地	
株式会社ワコー	三田市下深田750 - 12	篠村 早苗	株式会社ワコー	三田市下深田750 - 12	平成19年 7月18日

**神戸市水道公告第10号**

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年 7月18日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

## 1 入札に付する事項

工事名	中部（湊川町他）配水管取替工事
工事場所	神戸市兵庫区湊川町他
完成期限	平成20年 2月29日
工事概要	布設延長 φ75 2.9m , φ100 305.2m , φ150 1172.1m , φ200 113.8m , φ300 262.3m 廃止延長 φ75 2.9m , φ100 305.2m , φ150 939.2m , φ200 113.8m , φ300 494.3m
前払金	請負代金の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単社又は経常建設共同企業体
----	---------------

単独企業の場合	
建設業の許可	土木工事業に係る特定建設業の許可
等級	土木A又はB
その他	神戸市内に本店を有すること。

経常建設共同企業体の場合	
等級	土木A又はB

## 共同企業体の構成員（代表者を含む。）に関する条件

建設業の許可	上記単独企業の場合の「建設業の許可」と同様土木工事業に係る特定建設業の許可
--------	---------------------------------------

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650 8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階  
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5146・7）  
（以下「経理課」という。）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年 7 月19日(木)～ 7 月25日(水) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前 9 時～午後 8 時） 紙書類として提出することが指定されている書類については、経理課あて郵送又は持参すること。 持参による場合は、土曜、日曜、休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
提出場所	経理課

## 6 入札の日時及び方法

日時	第 1 日目 平成19年 8 月 8 日(水)午前 9 時～午後 8 時 第 2 日目 平成19年 8 月 9 日(木)午前 9 時～午後 3 時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

## 7 開札の日時及び方法

日時	平成19年 8 月10日(金)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年 4 月神戸市水道管理規程第 9 号）第12条第 2 号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.ehyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 区 役 所

### 神戸市中央区公告第50号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

平成19年7月12日

神戸市中央区長 藤本 義兼

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸32 - 73神戸	平成19年7月6日	明石市松の内2丁目1 - 3 ダイアパレス西明石207号 横山 宣佳

### 神戸市西区公告第29号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

平成19年7月11日

神戸市西区長 宮野 愛治

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸89 - 53神戸	平成19年7月11日	神戸市西区西区枝吉2丁目103 寺口 泰央
神戸88 - 07神戸	平成19年7月11日	神戸市西区西区枝吉2丁目103 寺口 泰央
神戸98 - 13神戸	平成19年7月11日	神戸市西区桜が丘東町3丁目1 - 2 - 13 - 303 遠矢 充宏
神戸88 - 82神戸	平成19年7月11日	神戸市垂水区向陽3丁目1 - 8 山中 剛一
神戸89 - 27神戸	平成19年7月11日	石川県金沢市新神田1丁目2 - 30 河合 結香
神戸98 - 23神戸	平成19年7月11日	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1478 - 31 used car小西 代表 小西 誠人
神戸98 - 08神戸	平成19年7月11日	神戸市垂水区西舞子7丁目17 - 1 - 202 柚木 勇次

**交 通 局****神戸市交通公告第12号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月18日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び調達の種類  
軽油の購入（その1）
- 2 予定数量  
1,065キロリットル
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市交通局総務課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局財政部経理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 5 落札者を決定した日  
平成19年6月20日
- 6 落札者の氏名及び住所  
寺下石油株式会社  
代表取締役 寺野下 省三  
神戸市中央区雲井通2丁目1番9号
- 7 落札金額  
9,819万3,000円（1リットル当たり92円20銭）
- 8 契約の相手方を決定した手続  
規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日  
平成19年5月2日

**神戸市交通公告第13号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月18日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

## 軽油の購入（その2）

- 2 予定数量  
1,393キロリットル
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市交通局総務課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局財政部経理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 5 落札者を決定した日  
平成19年6月20日
- 6 落札者の氏名及び住所  
秋定砒油有限会社  
代表取締役 秋定 慈登  
明石市碓町3丁目1番24号
- 7 落札金額  
1億2,843万4,600円（1リットル当たり92円20銭）
- 8 契約の相手方を決定した手続  
規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日  
平成19年5月2日

<b>監 査 委 員</b>
----------------

**神戸市監査委員告示第3号**

包括外部監査人岩崎和文の補助者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人岩崎和文の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示します。

平成19年7月19日

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	安 達 和 彦
同	池田りんたろう

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
松山 康二	神戸市西区伊川谷町有瀬696番地の17	平成19年7月12日(木)から 平成20年3月31日(月)まで
堀 裕三	神戸市東灘区田中町1丁目13番22 - 609号	平成19年7月12日(木)から 平成20年3月31日(月)まで